

漢長安城の建設プラン

—— 阡陌・縣鄉制度との關係を中心して ——

古 賀 登

目 次

まえがき

一 漢の長安城について

二 阡陌制について

三 縣鄉制度について

四 再び長安城について

結 び

ま え が き

漢の首都長安城については、古くから幾多の人々によって解説・研究がなされており、近年には、文獻研究とともに調査發掘がなされているが、いまだその全貌を解く手掛りがつかめていない。最近私は、漢の長安城の關係史料を検討した結果、漢の長安城は、從來問題とされてきた秦漢の村落・都市制度の縣鄉亭里制度の縣（＝都郷）⁽²⁾の制度を基礎として造られたものであり、その縣鄉制度は、種々議論の對象とされている秦の商鞅の阡陌制⁽³⁾によって作られたものであるとの考

えをもつにいたった。ここに卑見の概要をのべ、大方の御教示をおおぎたいと思う。

一 漢の長安城について

1 問題の所在

漢の長安城については、『漢舊儀』や『三輔決錄』・『三輔舊事』・『三輔黃圖』などに、その城壁・市街・宮殿などの説明がのっており、それらを手掛りとして調査發掘が進められているが、それら長安城のことを傳えた諸文獻には、つぎのような矛盾したところがあるため、容易にその構造がつかめない現状にある。すなわち

- (一) 長安城の形について、今本『漢舊儀』は、その卷下で「長安城、方六十里、經緯各々十五里」といつている。『史記』卷九「呂后本紀」索隱所引の『漢舊儀』には「長安城、方六十三里、經緯各々十二里」とあり『續漢書』卷一九「郡國志」長安の條所引の『漢舊儀』には「長安城、方六十三里、經緯各々十五里」とあり、『三輔黃圖』卷一「漢長安故城」所引の『漢舊儀』には、「長安城中、經緯各々長さ三十二里十八步」とあり、それぞれに長さは異なるが、『漢舊儀』は諸版いづれもそれを正方形としている。しかるに『三輔黃圖』は「周回六十五里、城南は南斗の形をなし、北は北斗の形をなす。今に至るも人々漢の京城を呼びて斗城となすはこれなり」といい、これが不整形であったと傳えている。

漢の長安城を正方形とする『漢舊儀』の説が誤っていることは、今日、城壁の調査の結果、確められている。すなわち城壁の長さは、東が五九四〇メートル、南が六二五〇メートル、西が四五五〇メートル、北が五九五〇メートルで、東壁を除く南・西・北の三壁に、圖Ⅰのごとき曲折がある。だが、それにしても、『漢舊儀』のいうことを全く根據のないものとして退け、『三輔黃圖』の説に従ってよいかどうか。

(二) 長安城の大きさについて、今本『漢舊儀』は方六十里といい、『史記』索隱・『續漢書』所引の『漢舊儀』は方六十里といい、『三輔黃圖』は周回六十五里とっている。實測の結果は曲折したところを加えると二五・一〇〇メートル、これを漢の里数になおすと、四一・四メートル＝一里であるから、六十里強となり、長安城が不整形であることを指摘した『三輔黃圖』よりも、むしろこれを正方形とした今本『漢舊儀』の方六十里にもっとも近いが、いったい當時は、どのように認められていたのか。

(三) 今本『漢舊儀』、『史記』索隱・『續漢書』所引の『漢舊儀』、『三輔黃圖』は、城壁の長さを六十里ないし六十數里としているのに、『三輔黃圖』所引の『漢舊儀』は、タテ・ヨコ各々三十二里十八歩としている。いったい、これはどういうことか。

(四) 長安城の道路について、『三輔黃圖』卷二「長安の八街・九陌」の條所引の『三輔舊事』は「長安城中、八街・九陌」といい、『三輔黃圖』もこれに従っている。いったい八街とはどのような道であり、九陌とはどのような道か。

(五) 『三輔舊事』は「長安城中、八街・九陌」といっているのに、『三輔黃圖』卷一「都城十二門」の條所引の『三輔決錄』は「長安城、面ごとに三門、四面十二門、みな九達を通達し、以って相經緯す。衢路平正、車軌を並列すべし」といい、タテ・ヨコに九條ずつの大通りがあつたとしている。それらの何れかが正しく、一方が間違っているのだろうか。もし兩者とも正しいとすれば、『三輔決錄』のいうタテ・ヨコ九條ずつの大通りとは、どの道を指したのであろうか。

(六) 長安城の城壁に、一面三門ずつ、四面計十二門があつたことは、諸傳が一致している。それならば、これらの城門と幹線道路との關係はどうなっていたか

ということである。勿論、これらの他にも、長安城の諸宮・諸廟・市・橋・閭里・諸亭がどうであつたか、等々の問題があるが、ここでは、漢の長安城の都市制度と直接關係のある城の形・大きさ・道路の状況・道路と城門との關係について

検討する。

2 長安城を正方形とする『漢舊儀』の記事について

漢の長安城を正方形とした『漢舊儀』の説が誤りであることは、今日、發掘の結果明らかになっている。それならば、長安城は、『三輔黃圖』のいうように、城南を南斗に、城北を北斗にかたどったものであろうか。

たしかに、天文にかたどって都城を營むという考えかたは、漢代あるいはそれ以前にあった。『史記』卷六「始皇本紀」二十七年の條に、始皇帝が、渭南に信宮をつくり、これを極廟と改め、天極にかたどり、甬道（天子の通る道）を築いて渭北の首都咸陽に通じたとあり、三十五年の條に、渭南の上林苑中に阿房宮を造り、南山の頂きを門闕とし、阿房宮を前殿とし、咸陽を天極になぞらえ、その道を天極の閣道に擬したとあり、『三輔黃圖』卷一「咸陽故城」の條にも、始皇帝が、咸陽城内に渭水を引き、天漢にかたどったとある。この「始皇本紀」三十五年の條は、「始皇おもえらく」とあるから、栗原朋信氏のいわれるごとく、必ずしも秦代につくられた亡『秦紀』によったものではないが、司馬遷がそのように書いているから、漢代には、都城・宮殿・帝王陵などを、天文にかたどって配置するという考えかたがあったことは疑いない。しかし、これは都城・宮殿の配置をそうしたといっているのであって、都城そのものの形を天文に擬したといっているのではない。

漢の長安城が不整形な理由について、他に三説がある。(1) 長安城を渭水にそって築いたため、河道との関係から否曲したとする明の范守己の説（『雍譚』）。(2) 渭水の流れと既設の長樂・未央二宮を避けたためとする李好文の説（『長安圖志』卷中「圖志雜說」）。(3) 自由に造営した宮殿と自然に發達した市街を、あとから城壁でかこつたためとする那波利貞・佐藤武敏説である。⁽⁶⁾ (1) の地形説は、渭水にそつた北壁が否曲していることを説明できても、西壁・南壁に凹凸がある理由を説明できない。(3) の自然發達都市説は、築城過程からみると、肯首できるようにも思われる。すなわち、漢の長安城は

高祖の五年（紀元前二〇二）、婁敬・張良の建議によって首都とすることを決定、もとの秦の離宮の興樂宮を改築、長樂宮と改名、同七年に、その西方に未央宮を造り、同年に遷都、惠帝の元年（紀元前一九四）に城壁工事に着手し、同五年に完成したものである。だから、長樂宮の改築、未央宮の造営當時には、まだ長安を城壁でかこむ計畫がなく、その後これら二宮と、首都が置かれたことによって發達した市街に城壁をめぐらしたために否曲したと考えられなくはない。だが、長安城は、なるほど城壁に屈折はあるが、そのタテ・ヨコの長さがだいたい等しい。いったい、何故にタテ・ヨコの長さが等しくなっているのか。自然發達都市説は、この點についての説明ができない。おそらく漢の長安城は、正方形に設計されたものが、(2) の説のように、地形と既設の宮殿・市街との關係から、不整形になつてしまつたのであらう。

今日調査發掘されている漢代の城郭都市、たとえば山東省曲阜縣郊外の曲阜魯城、内蒙古ホリソルの定襄郡治成樂縣城、いまの遼陽の遼東郡治襄平縣城、河北省武安縣郊外の午汲縣城⁽⁷⁾は、みなおおむね正方形ないし長方形である。漢の長安城も、もともとは正方形に設計されたものではあるまいか。『漢舊儀』がこれを正方形と傳えているのは、そのことを言つたものだと思う。

3 「長安城、方六十里、經緯各々十五里」について

漢の長安城が、もし正方形に設計されたものであるとすれば、その大きさは、どのように考えられていたであらうか。長安城を正方形とする今本『漢舊儀』は「方六十里、經緯各々十五里」といい、『史記』索隱所引の『漢舊儀』は「方六十三里、經緯各々十二里」といい、『續漢書』所引の『漢舊儀』は「方六十三里、經緯各々十五里」といい、長安城を不整形とする『三輔黃圖』は「周回六十五里」といつている。實測の結果は、周圍二五二〇メートルすなわち漢代の六十里強で、長安城が不整形であることを指摘した『三輔黃圖』よりも、むしろ正方形とした今本『漢舊儀』にもっとも近いが、はたして當時そのように認められていたかどうか。

長安城の城壁の全長およびタテ・ヨコの長さについては、諸書記録を異にするが、その面積については、今本『漢書儀』が九七二頃といい、『三輔黃圖』所引の『漢書儀』が九七三頃といい、だいたい一致している。そこで、これを手掛りとして長安城の大きさについての諸傳を検討すると、つぎのごとくいえる。すなわち

今本『漢書儀』は、方六十里、タテ、ヨコ各十五里といっているが、一里 $\parallel$ 三〇〇步、一五里 $\parallel$ 四五〇〇步、従つて一五里平方 $\parallel$ 二〇二五萬平方步、そして當時は二四〇步 $\times$ 一〇〇步 $\parallel$ 一頃であるから、十五里平方は八四三・七五頃にしかない。勿論、地形に高低があり、これを斜面測量すれば、面積はより廣くなるうが、長安城の土地の高低は、最高四〇〇メートル、最低三八〇メートルであり、従つて一五里平方 $\parallel$ 六二一〇メートル平方に對するこれくらいの傾斜では、さして廣くはならない。だとすると、今本『漢書儀』のいう城壁の長さは、やや短かきに失するといわなければならぬ。

それならば、『史記』索隱所引の『漢書儀』のいう方六十三里、タテ・ヨコ各十二里というのはどうか。このタテ・ヨコの長さについて『續漢書』所引の『漢書儀』は、各十五里といっている。しかし、いづれにせよ、長安城を正方形とした場合、全長六十三里に對するこのタテ・ヨコの長さは短かすぎる。だから、この場合は、城壁が内側にくぼんでいたためにそうなったとみななければならないが、そうすると、その面積は、十二里四方ならば、その面積の五四〇頃よりさらに小さなものになってしまう、十五里四方としても、その面積の八四三・七五頃よりも小さなものになってしまう。

九七二頃を正方形にすると、九七二頃 $\parallel$ 二三三二八〇〇〇平方步 $\parallel$ 四八二九・九〇七……步平方 $\parallel$ 一六・〇九里平方、従つてその周回は六四・四……里である。この數は、『三輔黃圖』の六十五里にもっとも近い。『三輔黃圖』は、長安城の形については、それが不整形であったことを言い當てているが、周回に關しては、實測の二五一〇〇メートルにもっとも遠く、九七二頃を正方形として割りだした城壁の全長の長さにもっとも近い。これによつてみると、『三輔黃圖』のいう周回は、正方形として設計されたものの長さを傳えているのではあるまいか。

以上のことから、私は、漢の長安城は、方六十五里、タテ・ヨコ各十六里強の正方形に設計されたものであったと推定する。

4 「長安城中、經緯各々長さ三十二里十八歩」について

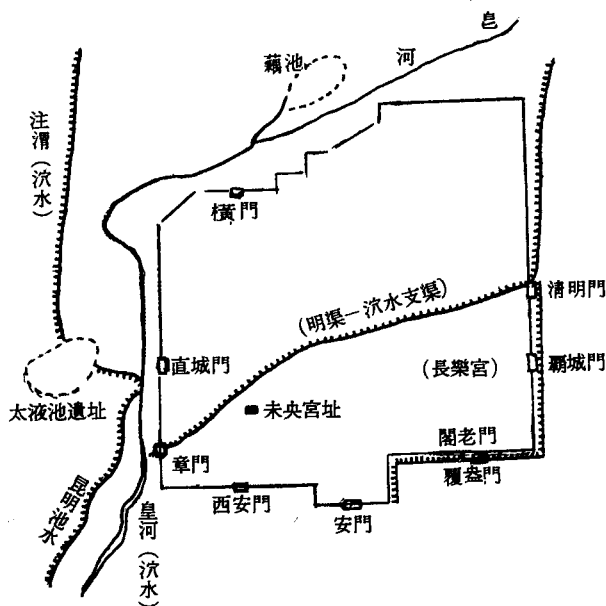
それならば、『三輔黃圖』所引の『漢舊儀』に「長安城中、經緯各々長さ三十二里十八歩」とあるのは、いったいどう解釋すべきか。もしこれを長安城の大きさとする、長安城は一邊十六里強、周圍六十五里の正方形に設計されたものと見做されるから、この數は、どうみても説明がつかない。

だが、ここで注目すべきことは、漢の長安城は、秦の離宮であつた興樂宮すなわち漢の長樂宮と、その西に新たに造られた未央宮を、それらが城の南正面になるように城壁でかこつたものであり、そして、つぎに明らかにするように、興樂宮は、秦の杜縣の杜城すなわち漢の杜陵縣の下杜城の西北に造られたものであり、未央宮は、杜城の西方を北流する沔水流域に發達した聚落の東側に造られたものであり、従つて長安城の外には、既に發達していた聚落があつたということである。

長樂宮が下杜城の西北にあつたことは、『三輔黃圖』卷一「都城十二門」の條に「長安城、南出東頭第一門、覆盎門という。一つに杜門と號す。……長樂宮は城中に在り。近東、杜門に直る。その南に下杜城あり」とあるのによつて明らかであろう。この下杜城について、後漢の應劭は、「もとの杜陵の下の聚落なり」（『三輔黃圖』「都城十二門」所引の『漢書集註』）といっているが、これはおかしい。そうではなく、杜陵の名は、漢の宣帝（紀元前七四～四九年）が杜縣の東南原上に墓陵を造つたことに由來し、杜縣の名は、古えの杜伯國に由來する。その杜伯國に秦が杜縣を置き、のち漢の宣帝が墓陵をその東南に造つたことから、その陵を杜陵とよび、杜縣を杜陵縣と改めたのであつて、宣帝以前は杜陵縣を杜縣とよんでいた。だから、杜陵の下にある城を下杜城とよぶようになったのは、宣帝以後であり、もとそれは杜城とよばれていた。

た筈である。秦が杜伯國に杜縣を置いたことは、『史記』卷五「秦本紀」武公十一年（紀元前六八七）の條にみえる。漢の宣帝がこれを杜陵縣と改めたことは、唐の顏師古が『漢書』卷二八上「地理志」上の杜陵の條に注しているごとくである。そして秦の始皇帝がその杜城の西北に興樂宮を築いたのであり、漢がそれを長樂宮と改めたのである。未央宮が沕水流域に發達した聚落の東側に造られたものであることは、圖Iをみれば明らかであろう。この聚落は、秦の始皇帝が沕水西の上林苑中に阿房宮を築いたことから發達したものである。そのことは『史記』「秦始皇本紀」三十五年の條にみえ、それによると「隱宮（去勢の刑にあつたもの）・徒刑者七十餘萬人、すなわち分ちて阿房宮をつくる」とある。この條の記事は、先述のごとく、必ずしも亡「秦紀」によつたものではないが、阿房宮を造營するため、老大な人間と資材が動員されたであろうことは、容易に推察されよう。沕水流域に發達した聚落とは、それによつてできたものであり、そして漢の蕭何が、高帝のため、その舊阿房宮の東北に未央宮を築いたのであつた。

このようにみると、漢の長安城は、舊杜縣の西北部分



I 漢長安城遺址圖

と、次水流域に發達した聚落の東北部分を城壁でかこつたものといえよう。だとすれば、その舊杜縣と次水流域に發達した聚落とを合わせたものが、長安縣ではなかつたか。『三輔黃圖』所引の『漢舊儀』が「長安城中、經緯各々長さ三十二里十八步」といっているのは、この長安縣の大きさを指したものであらう。『三輔黃圖』は、『漢舊儀』をひいて「長安城中、經緯各々長さ三十二里十八步」と、あたかもこれが城壁でかこつた部分の大きさを指しているかのごとく書いているが、同書がそれにつづけて「八街・九陌・三宮・九府・三廟・十二門・九市・十六橋」といっている道路や市などは、城壁の外にあつたものをも含めている⁹⁾。だから、長安城といつても、城壁でかこつた部分を指す場合と、長安縣を指す場合とがあつたのであり、『三輔黃圖』所引の『漢舊儀』が「長安城中、經緯各々長さ三十二里十八步」といつたのは、後者すなわち長安縣の大きさをいつたものと解すべきである。

それにしても、この長安縣の大きさは、いつたい何によつたものであらうか。長安縣がタテ・ヨコとも三十二里十八步で、偶然にも正方形であつたとは考えられないから、これは何らかの規準によつて作られたものとみるべきであるが、ここで注目されるのは、『漢書』卷一九「百官公卿表」七上に「縣は大率方百里、……みな秦制なり」とあるように、秦漢時代には、縣の大きさに一定の規準があつたということである。勿論、この方百里を一邊百里ととると、さきの長安縣の大きさよりはるかこ大きくなつてしまふから、全く問題にならない。しかし、これを方形の周圍百里ととり、そして、長安縣はさきにみたように秦の杜縣とその西の次水流域に發達した聚落をあわせたものと考えられるから、三十二里十八步正方の長安縣を東西二つに分けると、その一縣分は、タテ三十二里十八步、ヨコ十六里九步、周圍九十六里五十四步となり、まさしく「縣大率方百里」となるではないか。これが當時の縣のモデルであつたと、私は考える。後述するように、縣といつても、縣治が置かれた郷すなわち都郷を指す場合と、それが管轄する區域を指す場合とがある。「縣大率方百里」の縣は、前者すなわち都郷の廣さを言つたものと解すべきである。そして、そのようにみると、長安縣は、舊杜縣とその西の次水流域に發達した聚落を合して作つたため、タテ・ヨコ各三十二里十八步の正方形になつたと認められる。

これに對し、いわゆる長安城のタテ・ヨコの長さは十六里強。これは、長安縣のタテ・ヨコの長さのちやうど半分である。そして長安城は、舊杜縣の西北部分と、杜縣の西の次水流城に發達した聚落の東北部分を城壁でかこつたものと見做されるから、これは、タテ・ヨコ三十二里十八歩の長安縣の北半分をタテに四等分して、中の二つの矩形の部分を城壁でかこつたものといふことができよう。

5 「長安城、八街・九陌」について

では、『三輔黃圖』のいう長安城の八街・九陌とはどのような道か。街とは「四通の道」(『説文』)であり、陌とは、陌の陌で、南北を阡といつたのに對し、東西を陌といつた(『漢書』卷一〇「成帝紀」陽朔四年正月の條の顔師古注)。それで、木村正雄氏は、九陌は東西の大通りで、八街はこれに交差する南北の大通りであらうとされ、佐藤武敏氏もこれに従われ、楠山修作氏は、八街は舊市街の道であり、九陌は、長安を城壁でかこつたときに新たに加えられた部分の道であらうとされている。

しかし、街が城内の大通りであるのに對し、陌は城外の大通りである。すなわち『史記』卷一二八「龜策傳褚先生補文」に「故に人民を牧するに、これが城郭をつくり、内に閭衛をめぐらし、外に阡陌をつくる」とある。衛とは十街のことである。だから八街は長安城の大通り、九陌は長安城外、長安縣の大通りと解すべきである。

ところで、さきにみたところによると、長安縣は、タテ・ヨコ各三十二里十八歩の正方形と考えられていたと見做される。そこで、もしこの東西九陌が、縣境と陌との間も、陌と陌との間も、すべて等間隔にあったとすると、長安縣には三二里一八歩÷一〇＝三里六一・八歩おきに東西九陌があったことになる。

だとすると、さきにみたように、長安城は、長安縣の北半分をタテに四等分してできた四つの矩形の中の二つを城壁でかこつたものと見做され、そしてそのタテの長さが一六・〇九里＝一六里二七歩で、これは三里六一・八歩×五＝一六里

九歩より大きいから、長安城内には東西五條の陌が入っていたことになる。

城外の阡陌が城内に入ると、街となる。すなわち『後漢書』卷六〇下「蔡邕傳」に「(蔡)邕すなわち自ら(六經を)碑に書し、工をして鐫刻せしめ、太學の門外に立つ。……碑始めて立つに及び、その觀視し、および摹寫する者、車乘日に千餘兩、街陌を填塞す」とある。『洛陽記』によると、太學は洛陽城南門の開陽門外にあるから、太學門外の碑を見る人々の車が街陌をうめつくしたということは、太學に通じる城内の街も、城外の陌もいっばいになったということであり、城外の陌と城内の街が直接接續していたことを示す。すると、長安城内に入った長安縣の陌は、長安城内で東西五街となったことになる。

ただし、このようにみると、長安城の北から五番目の街は、南壁からわずか一八歩(一六里二七步—一六里九步)のところを通っていたことになる。城内の大通りがこのように城壁に沿ってあった筈はなく、また發掘報告によつてみても、一番南側の大通りと南壁との間には、少なくとも街間の距離の半分の間隔があったと認められる。だとすれば、長安城の位置は、さきに想定したところよりも、三里六一・八步÷二二里一八〇・九步南にあったと考えなければならぬまい。だが、いづれにせよ、かくしてできた東西五街に、直角に交差する南北の道を三條つくれば、計八街となる。

それならば、そのタテの三街はどうなっていたか。さきに私は、長安縣の東西の道を九陌とした。そうすると、陌は阡陌の陌であり、陌にはこれと直角に交差する阡があった筈であるから、長安縣には少なくとも一條の南北の大通りがあったとみなければならぬ。しかし、實は、長安縣の九陌とは、長安縣を構成した舊杜縣の東西九陌と、その西の聚落の東西九陌がそれぞれに直線狀に接續していたと假定し、東西の二つの陌を一陌と数えたもので、もとそれらは、杜縣の九陌とその西の聚落の九陌であった。だから、長安縣には、舊杜縣の陌に交差する阡と、その西の聚落の陌に交差する阡と、少なくとも二つの阡が南北に通つていたとみなければならぬ。勿論、だからといって、長安城の南北の街が、それらの阡の城内に入った部分とは即斷できない。ただし、長安城には、舊杜縣とその西の聚落との縣境の道が、そのまんなかを

南北に通っていた筈である。だとすれば、あとの二街は、その左右にあったであろう。

以上のことから、私は、『三輔黃圖』のいう八街とは、長安城内に東西にひかれた五條の大通りと南北にひかれた三條の大通りのことであり、九陌とは、長安縣内に東西にひかれていた九條の大通りであると解する。

6 「長安城、九達を通達し、以って相經緯す」について

それならば、『三輔決錄』に「長安城、みな九達を通達し、以って相經緯す」とあるのは、いったいどういうことか。すでに長安城の大通りが、ヨコ五條、タテ三條であったとすると、これは矛盾といわざるを得ない。この九達につき、伊藤清造氏は、『三禮圖』（漢の鄭玄・阮諶の著）の著者が、『周禮』「考工記」に「匠人の國を營むや、方九里、旁三門、國中九經九緯、經涂九軌」とあるのを圖説し、東・西・南・北の城壁に左右對稱におかれた三門ずつの城門に、各々三條の道を通したと想定した説をとり、『周禮』の九經九緯説は、むしろ戰國ないし漢代の城郭をモデルにして作られたものであるとされ、これに對し、宇都宮清吉氏は、長安城自然發達都市説をとる立場から、「考工記式アイディア」説を退けられている⁽¹⁴⁾。

發掘報告によると、西壁中門の直城門に三個の門道があり、中央の門道の幅は七・七メートル、兩側の二つの門道の幅はいずれも八・一メートル、門道と門道の間隔は四・二メートルである。南壁西門の西安門にも三道があったと認められ、現在發見されている中央の門道の幅は八メートル、東側の門道の幅も八メートル、二つの門道の間隔は一四メートルである。東壁南門の霸城門にも三道があったと認められ、三道の幅は八メートル、門道と門道の間隔は一四メートル、西安門の三道と同じである。東壁北門の宣平門にも三道があり、門道の幅はすべて八メートル強、門道と門道の間隔は四メートルやや強である⁽¹⁵⁾。今日公表されている實測の結果は、以上の四門であるが、これらによってみると、他の八門にも三道があったと認められる。そして、それによって一般には、長安城の道は、一門三道、一面三門、従って經緯各九道と考

えられている。

だが、ここで注意しなければならないことは、一面三門、計十二門といっても、東・西・南・北四壁の各三門が、必ずしも左右對稱に置かれてはいなかったことである。發掘の結果によると、西壁の三門のうち、おおむね東西方向のまっすぐな道によって東壁の城門に通じるのは、西壁中門の直城門と東壁南門の霸城門だけであって（ただし、これら二門の間には、未央・長樂二宮があるため、實際には直結していない）、他はすべて東行ないし西行すると、反對側の城壁につきあたってしまふ。だから、これらの門に三道ずつあったとすると、東西の道は、計十五道になってしまふ。

九達通達の九達は、そのようなものではない。すでにみてきたように、長安城には東西に五街があった。これらの五街は、もと長安縣の五陌であるが、その陌と陌との間には、實は駁があつたのである。すなわち『說文』に「駁は、兩百の間の道なり。廣さ六尺」とある。「兩百の間」とは、陌と陌との間ということである。これは陌と同じ公道である。そこで、もし駁が、縣境と駁との間も、陌と駁との間も、すべて等間隔にあつたとすると、陌から三里六一・八步÷二＝一里一八〇・九步のところに駁があつたことになる。だとすると、長安城内には、長安縣の四條の駁が入っていたことになる。これらと、さきの東西五街を加えると、東西計九條の道となるではないか。そこで、それにあわせて、南北に道をつくれば「九達通達し、もつて相經緯す」ということになる。

さきに紹介した長安城の各城門の三道は、中央が天子の通る甬道であり、その左右が一般人の通る道であつて、これら三道で一條と解すべきである。

7 十二城門と幹線道路との關係

長安城には、一面三門、四面十二門の城門があつたことは、諸傳が一致している。しかし、それらは必ずしも對面の壁の門と左右對稱におかれてはいなかった。すなわち東壁と西壁の各三門のうち東西に直行する道によって結べるのは、

東壁南門の霸城門と西壁中門の直城門だけあって、他はすべて西行ないし東行すると、對面の城壁につきあたってしまう。南壁と北壁の各三門のうち、發掘によつて位置が確かめられているのは、南壁の三門と北壁西門の横門だけで、從つて南壁の三門と北壁の三門との關係は、いまのところわからない。

だが、それにしても、漢の長安城の城門は、なぜ對面の壁の城門と左右對稱になつていないのであろうか。もし長安城の街路と城門が自由に設計されたものであつたらば、街路は、城門から入つて反對側の城門にぬけられるように造られた筈である。甚だ不自然にもそのようになっていないのは、漢の長安城は、主要な道路がさきにあつて、あとからそこを城壁でかこつたためではなからうか。それら城壁以前にあつた幹線道路というのは、長安縣の東西諸陌ないしはそれらに駁を加えたものと、長安縣のまん中を南北につらぬいているものと縣境の道に他ならない。

そこで、試みに長安城の平面圖を長安縣の推定道路圖の上のせて、道路と城門との關係についてみると、長安城の設計者は、長安縣の北から第一番目の陌を東壁北門の宣平門から城内に通じ、第二番目の陌を西壁北門の雍門から城内に通じ、第三番目の陌を東壁中門の清明門から城内に通じ、第四番目の陌を東壁南門の霸城門から西壁中門の直城門に通じ（ただし、先述のように、實際には通じていない）、第五番目の陌を西壁南門の章門から城内に通じるように東・西兩壁の城門を設計し、長安縣のまん中を南北に貫通している道を南壁中門の安門から北壁中門の廚城門に通じ、そして、その右につくつた一街を南壁東門の覆盎門から北壁東門の洛城門に通じ、左につくつた一街を南壁西門の西安門から北壁西門の横門に通じるように、南・北兩壁の城門を設計したと考えられるのであるまいか。つまり、長安城の十二門は、長安城の東西五街と南北三街を城外に通じるように配置されたと認められる。だとすると、北壁の洛城門と廚城門は、まだその位置が確認されていないが、それぞれに南壁の覆盎門と安門の眞北にあつたと推定されよう。

8 長安城の建設プランの推定圖

さて、以上に検討してきたことから、漢の長安城の建設プランを推定すると、**圖Ⅱ**のごとくになろう。

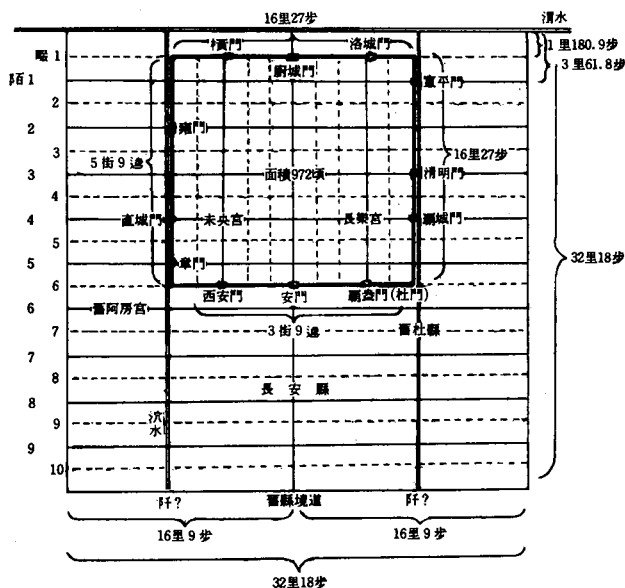
- (1) 長安城は、タテ・ヨコ各々十六里強、周圍六十五里の正方形に設計された。

- (2) これは、タテ・ヨコ各々三十二里十八歩の正方形の、
長安縣の北半分を、タテに四等分し、中の二つの矩形を南
に一里百八十・九歩ずらせた部分を城壁でかこつたものと
考えられる。

- (3) 長安縣がタテ・ヨコ各三十二里十八歩の正方形であったのは、長安縣が、秦の杜縣とその西の沔水流域に發達した二つの聚落をあわせて作られたものであり、そしてそれらの聚落が、それぞれにタテ三十二里十八歩、ヨコ十六里九歩、周圍九十六里五十四歩であつたからである。

- (4) 長安縣を構成した二つの聚落の大きさが、それぞれにタテ三十二里十八歩、ヨコ十六里九歩であったのは、秦漢の村落・都市制度の縣郷亭里制度の縣（＝都郷）の大きさとして「縣大率方百里」という規準によったものである。

- (5) これらの縣には、縣の北邊から三里六十一・八歩間隔に東西の九陌があつた。そしてそれらに直角に交差する



II 長安城の建設プランの推定圖

(7) 長安城には、右の東西五街に直角に交差する南北の三街があった。その中央の一街は、長安城のまん中を通っていた。これら三街とさきの東西五街をあわせたものが、長安城の八街である。

(8) 長安縣の東西九陌には、陌から一里百八十・九歩はなれたところに𡵚があった。だから長安城内には、東西四條の𡵚が入っていた。これらとさきの東西五街をあわせたものが、東西九達である。

(9) この東西九達にあわせ、さきの南北三街のほかに、南北に六條の道がつくられた。これが南北の九達である。

(10) 長安城の東・西兩壁の各三門は、長安縣の東西五陌を長安城の東西五街に通じるように配置された。従って、東・西兩壁の各三門のうち、東西のまっすぐな道によって結べるのは、各一門であって、他はすべて對壁の城門からはずれたところに置かれていた。

(11) これに對し、南・北兩壁の各三門は、南北三街を城外に通じるように、それぞれ對稱的におかれていたと考えられる。

そして、このようにみると、漢の長安城は、秦の村落・都市制度の縣鄉亭里制度の縣(＝都郷)の制度を基礎として造られたものであり、その縣鄉制度は、阡陌制によって作られたものといえることができる。だが、はたしてそうであろうか。

そこで、つぎに阡陌制と縣鄉制度について、検討を加えてみよう。

二 阡陌制について

1 問題を解く鍵

阡陌とは、いうまでもなく秦の商鞅が、孝公十二年(紀元前三五〇)に「阡陌を開」いたといわれる阡陌のことである。

それならば、阡陌とはいったい何であるか。商鞅が阡陌を開いた事蹟については『史記』卷六八「商君傳」に「(孝公十二年)爲田開阡陌封疆」とある。しかし、これがどのようなことをしたのか、この史料の読み方からして意見が分かれるが、この問題を解く鍵は、つぎのごとくである。

(一) 阡陌は城外の道である。『史記』『龜策傳褚少孫補文』に「故に人民を牧するに、これが城郭をつくり、内に閭衛をめぐらし、外に阡陌をつくる」とある。

(二) 阡陌は城内の幹線道路の街に通じている。そのことは、さきに『後漢書』『蔡邕傳』によってみたごとくである。

(三) 阡陌は數兩の車が通れるような大通りである。『後漢書』『蔡邕傳』に「車乘日に千餘兩、街陌を填塞す」とある。

(四) 阡陌は田作の道と關係がある。『漢書』『成帝紀』所載の陽朔四年正月の詔に「それ二千石をして農桑を勉勵し、阡陌に出入し、これに勞來を致さしむ」とあり、顏師古はこれに註し「阡陌は田間の道なり。南北阡といい、東西陌という」といっている。

(五) 阡陌は、仟佰とも書くが、阡陌・仟佰は耕地の境界をなしている。『漢書』卷八一「匡衡傳」に、僮縣樂安郷は閭佰を南の境界としていたが、郡が閭佰を平陵佰と誤認し、平陵佰を境としたため、四百頃多くとりこんでいたという話がつている。

(六) 右のことに關連して、阡陌・仟佰が耕地の廣さを指す場合がある。『漢書』卷二四上「食貨志」所載の董仲舒の上奏に「富者は田仟佰を連ね、貧者は立錐の地を亡^{しな}う」とある。

(七) 阡陌は東西・南北に直角に交差している。應劭は『風俗通』で「南北阡といい、東西陌という。河東は東西をもつて阡となし、南北陌となす」といっている。

(八) 阡陌はドテになった道である。「こざと篇」が土を盛った状態を示していることは、防・陂・隄などの場合と同じである。

(ウ) 阡陌の上には、しばしば桑が植えられていた。これを「陌上桑」という。

(エ) 阡陌は千と百の數に關係がある。

(イ) 商鞅が行なった「阡陌を開く」政策は、彼の諸改革のなかでも、もっとも重要なものの一つである。その評價については、意見が分かれるが、たとえば、司馬遷は『史記』『商君傳』で「爲田開阡陌封疆、而賦稅平」といっており後漢の班固は『漢書』卷二八下「地理志」で「孝公、商君を用い、輟田を制し、仟佰を開き、東、諸侯に雄たり」といい、同書卷二四上「食貨志」で「秦の孝公、商君を用いるに及び、井田を壊し、仟佰を開き、耕戰の賞を急にす。古道に非ずといえども、なお本に務むるの故をもって、鄰國を傾け、しかして諸侯に雄たり」といつているが、いずれもこれが秦の富強の基礎となったことを認めている。

阡陌には、以上にあげた諸特徴があるが、それならば、これらの諸條件をすべて満たすような道とは、どのようなものであるか。

2 「南北阡」といい、東西陌という。河東は東西をもつて阡といい、南北陌という」ことについて

阡陌に關するさきの諸特徴のうち、(一) から (ウ) までの諸條件を満たす道を想定することは、さして困難ではない。それならば、阡陌はなぜ東西・南北に直角に交差していたのであろうか。普通、南北を阡といい、東西を陌といったことは、『風俗通』の書き方でもわかる。また先掲のごとく、顏師古は「南北阡といい、東西陌という」といつている。

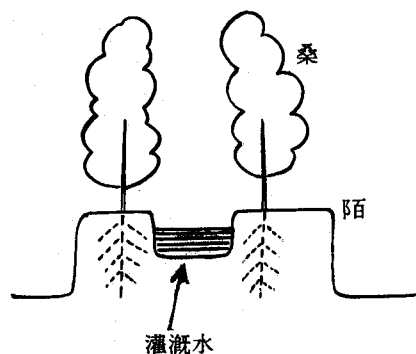
しかし、ここで注意しなければならないことは、『風俗通』に「南北阡といい、東西陌という。河東は東西をもつて阡といい、南北陌という」とあるように、河東すなわち山西境内、黄河以東では、東西を阡といい、南北を陌といい、その方向が逆になっているということである。

それならば、阡陌は、なぜ河東では、東西・南北の關係が逆になるのであろうか。既にして阡陌が城外の大道であると

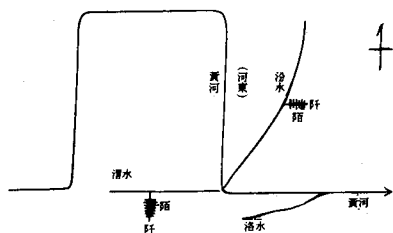
すれば、それがある地域で、その向き方が変わるというのは、當然それが山とか川とかの自然條件の影響をうけたためと考えられるが、中國人が地理上の方位を示すのに、たとえば『禹貢』にみるごとく、また三・四世紀に『水經』がつくられたことによって知られるように、古くから川を規準としているのによってみると、川の影響ではないかと認められる。

そこで地圖をみると、黃河流域の主な諸川が、渭水にせよ、洛水にせよ、おおむね東流しているのに、ひとり河東の汾水が南流しているのに注目されよう。だから、それらの大河に流入する諸川に沿って道を造ると、圖Ⅲのごとく、河東以外では南北となり、河東では東西となる。そして、それらの幹線道路に直角に交差する支線を造ると、河東以外では東西となり、河東では南北となる。その幹線道路を阡といい、支線を陌といったのではあるまいか。

華北に、このような道がつくられたのは、おそらく、渭水などの大河川に流入する諸川を利用して灌漑し、耕地を開くためであろう。このようにみると、阡陌の第七の特徴としてあげた阡と陌とが直角に交差している理由が、はじ



Ⅳ 陌上桑



Ⅲ 「南北阡といい、東西陌という。河東は東西をもって阡といい、南北陌という」 ことについて。

めて納得されよう。そしてさらに、阡陌を灌漑用水のためにつくった道であるとする、それらは當然ドテで守られていた筈であるから、特徴の第八にあげたドテになった道ということにも合致しよう。

先述のように、それらの阡陌の上には、通常、桑が植えられていた。これを「陌上桑」という。「陌上桑」は、古來男女密會文學のテーマとされていること⁽¹⁶⁾によって知られている。しかしこれは、土どめのために阡陌に植えた桑である。事實、中央アジアは、今日でも圖Ⅳのように、灌漑用水路に桑や榆を二列に密植している。

それが男女の密會と結びつけられたのは、禹が治水事業に難行していたとき、塗山氏の娘と臺桑の下で通じたという傳説にはじまる。⁽¹⁷⁾これは屈原の「天問」にみえる。塗山氏の娘とは、灌漑・排水用水路のために造ったドテを意味し、臺桑とは、その上に植えた土どめのための桑である。

以上のことから、阡陌とは、本來、灌漑用水をひくためにつくられたドテのある道であるということが、確かめられよう。

3 阡陌の原型

阡陌が灌漑用水をひくためにつくられた道であるとすれば、阡陌はどのような形になるであろうか。もっとも合理的に水を利用するためには、地形が許せば、一本のまっすぐな幹線の上に、一定の間隔で、これに直角に交差する支線をつくればよい。幹線の水は支線を通じて左右均等に分けられ、同じく支線の水も左右に均等に分けられる。

だとすると、一つの陌が灌漑する耕地と、隣の陌が灌漑する耕地との間には、境がなければなるまい。さきに私が指摘した『説文』に「陌は、兩百の間の道なり」とある陌が、その境の道である。勿論、『説文』は主として經文解釋のために編纂された辭書であり、百と陌を井田間の道とったものと考えられるが、百〓陌を井田間の道とする説は、商鞅が阡陌を開いて以後、陌なる道が史籍に數多く見られる事實から推して認めがたい。『説文』が陌を説明し、「兩百の間の道」とい

っているのは、漢當時に、驟なる道が陌と陌との間にあったからに他なるまい。

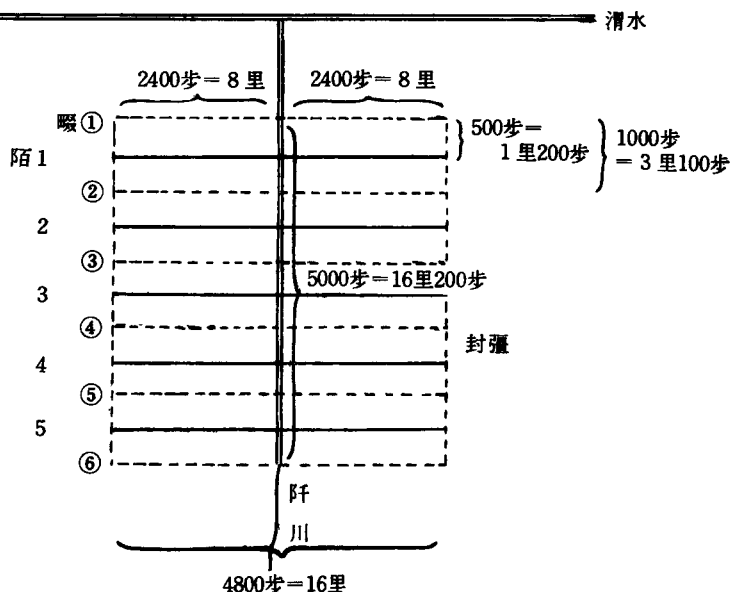
さて、それならば、阡陌の千と百とは何を意味するのであろうか。小川琢治氏は、阡の長さが千歩、陌の長さが百歩であつたからだとされ、木村正雄氏は、耕地を千畝と百畝に分けたことに由來するとされ、水津一朗氏は、同じく千畝・百畝説をとりながらも、阡陌を一〇〇歩×二〇〇〇〇畝のタテ長の耕地を、ヨコ十個、タテ十段につくつた田間の道と解され、かくしてできた千畝の地積にそう中央の南北線を阡、百畝ずつの地積を區畫する東西線を陌といったとされ、米田賢次郎氏は、城内・城外を問わず、千戸・百戸に區切る道であつたからだとされ、楠山修作氏は、南北千歩・東西二千四百歩の道によつて、百夫の田すなわち百頃の耕地に土地を區畫していたことに由來するといわれる。小川説は阡陌を井田間の道とする立場にたつたもので、これは先述の理由から認め難い。また阡陌は、かなりの大道であるから、百畝・千畝を區切る道とする説には賛成できない。また、阡陌は城外の道であるから、住宅千戸・百戸に對する道とする考えにはくみし難い。また、阡を千歩、陌を百頃に由來するとし、單位をかえて解釋するのも、無理がある。

ところで私は、さきに長安縣を検討し、長安縣を構成した二つの聚落は、それぞれタテ三十二里十八歩、ヨコ十六里九歩であり、それぞれの聚落には、北邊から三里六十一・八歩間隔に陌があり、そしてその陌には、それに直角に交差する南北の道すなわち阡が、少なくとも一條通つていたと推定した。そこで、もしその阡がその聚落の中央を南北に縦斷していたとすると、その阡から三里六十一・八歩間隔に左右にひかれた陌は、タテ三里六一・八歩（ $\parallel$ 九六一・八歩）×ヨコ八里四・五歩（ $\parallel$ 二四〇四・五歩）すなわちおおむね一〇〇〇歩×二四〇〇〇畝 $\parallel$ 一〇〇〇〇畝 $\parallel$ 一〇〇頃ずつに土地を分けていたことになる。阡陌の陌が陌とよばれたのは、陌がこのように百頃ずつに土地を區切る道であつたためではなからうか。だとすれば、阡は千頃を區畫する道であつたとみななければならないから、左右に五陌ずつ計十陌を出した道ということになり、一阡の長さは、一〇〇〇歩×五 $\parallel$ 五〇〇〇歩だつたことにある。

以上のことから私は、阡とは長さ五〇〇〇歩 $\parallel$ 一六里二〇〇歩の幹線道路であり、陌とはその左右に一〇〇〇歩 $\parallel$ 三里

一〇〇歩間隔にひかれた長さ二四〇〇歩 $\equiv$ 八里の支線道路であると解する。ただし、この道は、先にみたように灌漑用水のためにつくられた道であり、そして幹線の水が陌を通じて左右に均等に分けられたように、支線の水も陌から左右均等に分けられたと考えられるから、耕地の北邊から第一番目の陌までの距離と第五番目の陌から耕地の南邊までの距離は、 $一〇〇〇歩 \div 二 \equiv 五〇〇歩 \equiv$ 一里二〇〇歩だったであろう。そして、陌と陌との中央、陌から五〇〇歩 $\equiv$ 一里二〇〇歩のところに堰があったと認められる。

このように阡陌は、渭水などの大河川に流入する諸川を利用し、百頃ずつ十ブロックの耕地に灌漑した灌漑用水のためにつくられた道である。一頃は一夫の田、百頃は百夫の田である。だから、阡陌が百人分ずつ、千人分の耕地をなしたため、その耕地のことを阡陌、正しくは仟佰ともいったのである。この場合、一仟佰のまわりには、當然、排水溝がつくられ、さらにその外側には、土盛りがされた筈であり、それが同時に一仟佰の耕地の外境をなしていたと認められる。これが『史記』『商君傳』にいう「封疆」である。だとすれば、「商君傳」の「爲田開阡陌封疆」とい



V 阡陌の原型

う記事は、「田のために阡陌・封疆を開く」と讀むべきである。

商鞅は、このような灌漑法を原型とし、圖Ⅴのような耕地を開かせ、それを核家族の成年男子に一頃ずつ割りあてた。商鞅は、それよりまえ孝公三年（紀元前三五九）の第一次改革のとき、父子兄弟の同室を禁じ、犯す者はその賦を倍にし、第二次改革のときも、同じ禁令を出し、核家族に分解した。阡陌制によって造られた耕地、あるいは阡陌制によって再分割した耕地を、かくして析出した成年男子に割りあてたのである。

いうまでもなく、その男子は同時に戦士であった。だから、阡陌制は「且つ耕し、且つ戦う」耕戦制度であった。そのことを蔡澤は「それ商君、孝公のために權衡を平らかにし、度量を正し、輕重を調し、阡陌に決裂し、民に耕戦を教う。これをもって、兵、地廣に動き、兵、國富に休む」（『戰國策』卷二「秦昭襄王」下）といっているのである。ついでにいうと、この『戰國策』や『史記』卷七九「蔡澤傳」にのっている蔡澤の言に「決裂阡陌」とあるのを、従来は「阡陌を決裂し」と讀み、これが「開阡陌」と矛盾するのではないかと問題にされてきたが、「決裂阡陌」の阡陌は、阡陌の道ではなく、阡陌制によって造られる耕地のことであって、「決裂阡陌」は、阡陌制によって既耕地を再分割することである。だから、「決裂阡陌」は「阡陌に決裂す」と讀むべきであり、このように解釋すれば、「開阡陌」と矛盾しない。そしてこのようにみると、「開阡陌」政策は、單なる土地開發・土地改革にとどまらず、家族制度・村落制度の再編成であったといえよう。

秦は、かくして作った新邑を基礎として國力を伸張し、ついに六國を平定したのである。

三 縣鄉制度について

1 「十里一郷」について

商鞅の「開阡陌」政策が、渭水などの大河川に流入する諸川を利用した河川灌漑による土地開發・土地改革であると同時に、家族制度・村落制度の再編成であるとすれば、秦の村落・都市制度が阡陌制と關係があつたであろうということは、容易に推察されよう。そのことは『史記』卷五「秦本紀」孝公十二年の條に「咸陽を作爲し、冀闕を築き、秦これに徙都す。諸々の小郷聚を并せ、集めて大縣となす。縣に一令。四十一縣⁽²³⁾。田のために阡陌を開く」とあるのによつても、いえよう。

いうまでもなく、秦漢の村落・都市制度は、郡・縣・郷・亭・里からなりたつていた。勿論、これは孝公時代のものではなく、始皇帝の天下統一期に制度化されたものであろうが、すでに阡陌制が秦の六國平定の基礎をつくるような役割りを果たしてきたものであるとすれば、秦漢の村落・都市制度が阡陌制と無關係であつたとは考えられまい。

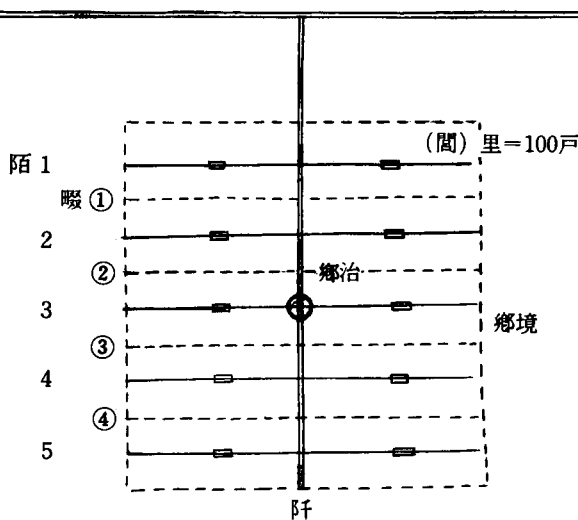
さて、阡陌制とは、先述のように、長さ五千歩の阡の左右に、長さ二千四百歩の陌を五本ずつつくり、それぞれの陌の左右に、一頃^{（一頃）}の耕地を五十區畫ずつつづつた制度である。そして商鞅は、それらの耕地を核家族の成年男子に一頃ずつ割りあてた。だとすると、かくしてできた聚落は、核家族百家からなる十のブロックによつてなりたつていたことになる。

ところで、『續漢書』卷二八「百官志」五に「里に里魁あり」とあり、晋の司馬彪の本注に「里魁は一里百家を掌どる」とある。そこで百家を一里とすると、ちょうど一陌（百夫の田という意味での陌）が一里、一阡十里だったことになり、従つて一阡陌によつて十里の聚落ができたことになる。應劭は『風俗通』で「國家の制度、大率十里一郷」といって

るが、その郷がこれであろう。

もつとも、その里の農民が、それぞれに割りあてられた耕地の中に住んでいたわけではない。當時の農民は、みな土壁をめぐらした特定の住宅區の中に居住し、夜明けにそこから出て耕地に行き、日暮れにもどる生活をしていた。その特定の宅區を一般に里あるいは閭里というが、その里は、圖Ⅵのごとく、それぞれの陌（百夫の田という意味での陌）のまん中を通る陌（道路を指す陌）の上にあったと思われる。そのことは『後漢書』卷七九上「儒林傳」に、「孫期、字は仲彥、濟陰成武の人なり。少くして諸生となり、京氏の易・古文尙書を習う。家貧、母に事^{つか}えて至孝。豕を大澤中に牧し、以って奉養す。……里落その仁讓に化す。黃巾の賊おこり、期の里の陌を過ぐ。相約して孫先生の舍を犯さず」とあり、孫期の家があつた里が、陌に通じていたと認められることによって知られよう。

それならば『漢書』卷一九「百官公卿表」七上に「大率十里一亭、亭に長あり。十亭一鄉、郷に三老・有秩・嗇夫・游徼あり。三老は教化を掌どり、嗇夫は聽訟を職とし、賦税を收め、游徼は徼^{めぐりあるま}循して賊盜を禁ず」とある三老たちは、本来、どこにいて郷を治めていたであろうか。郷の里がすでに陌の上に散在していたとすれば、郷治は、各里ともつとも連絡のとり易いところにおかれたであろう。私は、一郷が五陌からなりたっていたとみる立場から、郷治は、第三番目の陌



Ⅵ「十里一郷」について

が阡と交差するところにおかれたと考える。

なお、右の「百官公卿表」に「十里一亭、十亭一郷」とあるのは、『風俗通』のいう「十里一郷」と明らかに矛盾する。そこで、その解釋をめぐって議論が紛糾しているが、私は、「十里一亭」の里を距離と解し、「十里一亭、十亭一郷」とは、幹線道路の十里おきに一亭をおき、十亭おきに一阡陌を開き、そこに一里百戸、十里千戸からなる郷を置いたことと解釋する。それについては、法制史學會第二四回總會で報告したが、『史林』近刊號で發表する豫定である。

2 「縣方百里」について

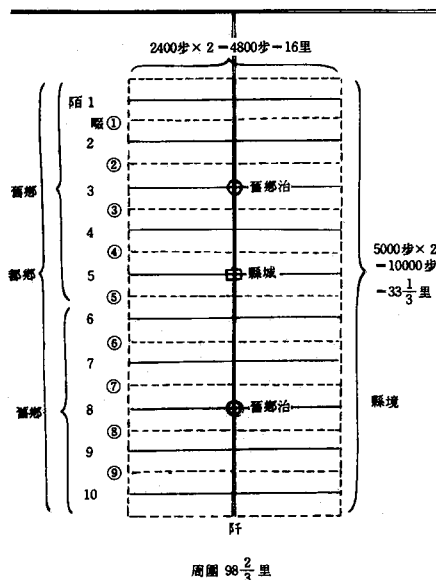
さて、私は、郷の大きさを一阡陌とみたが、それならば『漢書』『百官公卿表』に「縣大率方百里。その民稠^{おほ}ければ則ち減じ、稀^{すな}ければ則ち曠^{ひら}ぐ。郷・亭またかくの如し。みな秦制なり」とあるのは、どう解釋すべきか。一見これは、縣の廣さが約百里四方で、それをいくつかに分け、郷・亭をおいたようにみえる。⁽²⁵⁾そして、そのようにみると、百里四方すなわち一萬平方里をたとえ十郷に分けても、一郷千平方里となり、郷は、一阡陌の大きさ一六・三分の二里×一六里＝二六六・六……平方里よりも四倍近く大きなものであったことになってしまう。

だが、ここで注意しなければならないことは、縣といっても、宮崎市定氏が指摘されたように、縣治⁽²⁶⁾のおかれた郷すなれち都郷をさす場合があり、その縣は、郷（や亭）と特別に異なったものではないということである。そのことは、郡治のおかれた縣を郡とよんだのと同じである。だから、縣には、縣治がおかれた郷を指す場合と、それが管轄する範圍をさす場合とがあった。

それならば、「縣大率方百里」ということは、どういうことであらうか。ここで注目すべきことは、當時「方何里」という言い方には、一邊が何里すなわち何里四方をいう場合と、いま一つは、方形の周圍何里をいう場合とがあるということである。たとえば、今本『漢舊儀』卷下は、長安城の廣さにつき「方六十里、經緯各々十五里」という言い方をしてい

る。また『續漢志』卷六「儀禮志」下の劉昭注補所引の晉の崔豹の『古今注』は、帝陵の廣さを示すのに、「方何里」という言い方を、「周何里」という言い方と、同義語に用いている。だとすれば、「縣大率方百里」というのは、方形の周圍が約百里ということではあるまいか。そして、縣すなわち都郷を、圖Ⅶのごとく、二阡陌に發達した聚落とすると、タテの長さ五〇〇〇步×二＝一〇〇〇〇步＝三・三分の一里、ヨコの長さ二四〇〇步×二＝四八〇〇步＝一六里、周回九十八・三分の二里となるから、正しく「大率方百里」である。この縣は、二郷・十陌分かななる。そして、縣城は、この聚落の中央、第五番目の陌が阡と交差するところにおかれたであらう。

「縣方百里」を、百里四方と解釋するのならば、さきの史料は、ある重要な郷に縣治をおき、それが百里四方内にある郷を管轄した、というように解すべきである。それはちやうど、郡の場合、郡治のおかれた縣を中心、郡太守が一定區域内にある縣を管轄し、それを郡域としたのと同じである。そして、その縣治のおかれた郷を都郷といい、他を下郷といい、都郷の東にある下郷を東郷、西にある下郷を西郷、南にある下郷を南郷、北にある下郷を北郷といった。この場合、都郷を除いた他の下郷の廣さは、通常、さきにみた一阡陌の廣さであつたであらう。だとすれば、郷の境界とは、一阡陌につくられた封疆のことであり、郷と郷とが隣接していた場合を除いては、郷と郷との間に境界はなかつた筈である。『漢書』『百官公卿表』に「郷に三老・有秩・嗇夫・游徼あり。……游徼は徹循して賊盜を禁ず」とある游徼が巡邏したと



Ⅶ 「縣方百里」について

ころは、その郷の封疆内である。同じく、ある縣の郷がたまたま隣縣の郷と隣接していた場合を除いては、縣と縣との間に、境界がつくられることはなかったであらう。

さて、このようにみると、さきに私が長安城の検討からみちびき出した縣のモデルの推定圖は

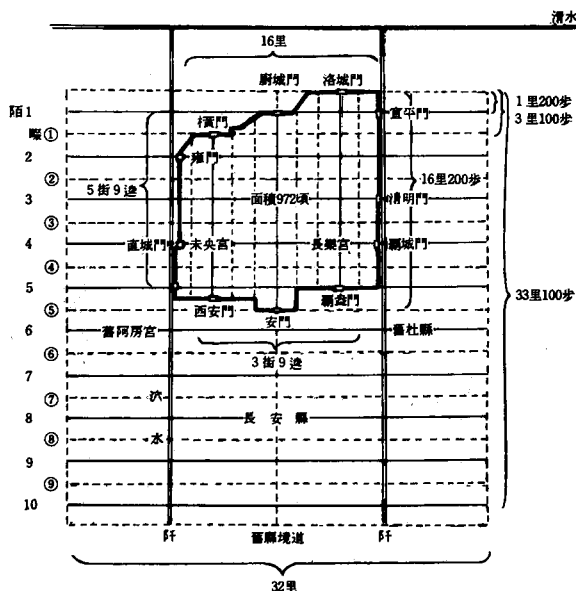
(1) タテ三十二里十八步、ヨコ十六里九步、周回九十六里五十四步としたのを、タテ三十三・三分の一里すなわち三十三里百步、ヨコ十六里、周回九十八・三分の二里すなわち九十八里二百步、

(2) 縣の北邊から三里六十一・八步間隔に東西九陌、それに直角に交差する南北の阡があつたとしたのを、縣の北邊の五百步すなわち一里二百步南から、千步すなわち三里百步間隔に東西十陌、それに直角に交差する南北の阡が縣の中央に一條通っていた。

(3) 陌から一里百八十・九步のところを駁があつたとしたのを、五百步すなわち一里二百步と訂正しなければならぬまい。これが、當時の縣のモデルであつたと、私は考える。

四 再び長安城について

私はさきに、漢の長安城に關する諸文獻を検討し、長安城の建設プランを推定し、そしてそれが、秦漢の村落・都市制度の縣郷亭里制度の縣郷制度を基礎としてつくられたものであり、その縣郷制度は、阡陌制によって作られたも



Ⅷ 長安城の建設プラン

のであらうと推斷した。そこで、阡陌・縣鄉制度を考察した結果により、さきの推定圖を訂正すると、圖Ⅳのごとくなる。

(1) 漢の長安城は、タテ三十三・三分の一里、ヨコ一六里×二二三二里の長安縣の北半分をタテに四等分してできた四つの矩形の中の二つを城壁でかこつたものであり、従つて、タテ三三・三分の一里÷二二一六・三分の一里、ヨコ三二里÷二二一六里、周回六十五・三分の一里の方形に設計された。その面積はちようど千頃である。

(2) 長安縣がタテ三十三・三分の一里、ヨコ三十二里の方形であつたのは、長安縣が、秦の杜縣とその西の沔水流域に發達した聚落の二つをあわせてつくられたものであり、そしてそれらの聚落が、それぞれにタテ三十三・三分の一里、ヨコ十六里、周圍九十八・三分の二里であつたからである。

(3) 長安縣を構成した二つの聚落の大きさが、それぞれにタテ三十三・三分の一里、ヨコ十六里であつたのは、秦漢の村落・都市制度の縣鄉亭里制度の縣の大きさ「縣大率方百里」という規準によつたものである。

(4) この「縣大率方百里」という縣の大きさは、縣令が管理する縣の境域の廣さをいつたものではなく、縣治がおかれた郷すなわち都郷の大きさを指したものである。

(5) これらの縣には、縣の北邊から五〇〇步Ⅱ・三分の二里はなれたところより、一〇〇〇步Ⅲ・三分の一里間隔に東西に十陌があり、そしてそれに直角に交差する南北の阡が、縣の中央を貫通していた。

(6) だから、長安城内には長安縣の五陌が入っていた。これが長安城の東西五街である。

(7) 長安城には、右の東西五街に直角に交差する南北の三街があつた。その中央の一街は、長安城のまん中を通っていた。これはもと、長安縣を構成した二つの聚落の境界の道である。これら南北三街とさきの東西五街をあわせたものが、長安城の八街である。

(8) 長安縣の東西十陌には、陌から五〇〇步Ⅱ・三分の二里はなれたところに阡があつた。従つて阡の數は、南・北

の縣境になったものを除くと、計九條であった。だから、長安城内には、東西四條の驛が入っていた。これらとさきの東西五街をあわせたものが、東西の九達である。

(9) この東西九達にあわせ、さきの南北三街のほかに、南北に六條の道がつけられた。これが南北の九達である。

(10) 長安城の東・西兩壁の各三門は、長安縣の東西五陌を長安城の東西五街に通すようにおかれた。すなわち、長安縣の北から第一番目の陌を東壁北門の宣平門から東西の第一街に通じ、第二番目の陌を西壁北門の雍門から東西の第二街に通じ、第三番目の陌を東壁中門の清明門から東西の第三街に通じ、第四番目の陌を東壁南門の霸城門から東西の第四街を通じて西壁中門の直城門に通じ（ただし、この間には長樂・未央二宮があつて、實際には貫通していない）、第五番目の陌を西壁南門の章門から東西の第五街に通じるように、各城門を配置した。従つて、東・西兩壁の各三門のうち、東西のまっすぐな道によつて結べるのは、東壁南門の霸城門と西壁中門の直城門だけであつて、他はすべて對面の城壁の門とずらされておかれた。

(11) これに對し、南・北兩壁の各三門は、南北の三街を城外に通すように、それぞれ對稱的におかれたと認められる。すなわち、長安城のまん中を貫通する南北の一街を南壁中門の安門から北壁中門の廚城門に通じ、その右につくられた南北の一街を南壁東門の覆盎門から北壁東門の洛城門に通じ、その左につくられた南北の一街を南壁西門の西安門から北壁西門の横門に通じるように設計したと考えられる。

(12) 長安縣には、その周圍に、もとの阡陌の封疆にあたる土盛りがめぐらされていた。この土盛りは、長安縣のことを長安城とよんでいることからみると、城壁に類する相當に堅固なものであつたと認められる。

勿論、以上は建設プランであつて、實際はそのようになっていない。長安城は、その北・西・南の三壁に曲折があり、城壁の全長も二五一〇〇メートルすなわち漢代の六十里強で、計畫されたものよりも五里ほど短かく、面積も九七二頃で、二八頃せまい。また長安縣も、史書はその大きさをタテ・ヨコとも三十二里十八歩と傳えており、これを縣の規準に

較べると、タテが三三里一〇〇歩―三二里一八歩―一里八二歩短かく、ヨコが三二里一八歩―一六里×二―一八歩長く、また東西の道を九陌と傳えているが、これは規準の十陌より一陌少ない。長安城がそうになったのは、おそらく、はじめのべたように、渭水の流れと既設の長樂・未央二宮や既存の市街をさけたためであらう。また、長安縣のタテの長さが短かくなっているのは、地形の關係から、一陌分がけずられたためであらう。

さて、それにしても、漢の長安城は、唐の長安城に較べると、いかにも不整形である。いったいなぜ漢の長安城は、はじめの計畫通りに強行に施工されなかったのであろうか。それというのは、唐の長安城が『周禮』の禮制にもとづいて造られたのに對し、漢の長安城は、阡陌制を基礎として造られたものであるからに他ならない。阡陌制は、法家の代表的思想家商鞅が考案したものであり、耕戰制度である。そして漢の長安城は、法家的實務家蕭何が設計し、軍匠出身の陽城延が施工した。漢の長安城が、はじめの整形プランを、地形その他の狀況に應じ、適宜に變形されて行つたのは、そのためである。宇都宮清吉氏は、漢長安城Ⅱ不整形自然發達都市説をとられる立場から、「長安城建設の任に當つた蕭何のごときは、着實このうえない法家的實務精神に徹した人であつた。かくて、長安が法家的合理主義の一表現であるともみても、決していいすぎでも誤りでもなからう」といつておられる。⁽²⁸⁾私は、自然發達都市説をとらないが、妥當な指摘だと思ふ。

結 び

漢の長安城については、それを傳えている諸文獻に種々矛盾したところがあるため、容易にその全貌を解く手掛りがつかめない現状にある。しかし、それは、秦漢の村落・都市制度の縣鄉亭里制度の縣（Ⅱ都郷）の制度を基礎として造られたものであり、その縣郷制度は、秦の商鞅の阡陌制によって作られたものであつた。

阡陌制については、『史記』『商君傳』に「孝公十二年、田のために阡陌・封疆を開く」とある。これは、渭水などの大河川に流入する諸川を利用して灌漑し、百頃の耕地を十ブロックつくり、それを核家族の成年男子に一頃ずつ割りあて、

また、それにあわせて既存の耕地・村落を再編成したものである。だから、商鞅の邑制は、百戸の部落、十からなった。その部落が里であり、その聚落が郷であり、そして大郷に縣を置き、それにおおむね百里四方内にある諸郷を管轄させた。秦は、かくしてつくった初縣を基礎として國力を伸張し、ついに六國を平定したのである。

そのようなわけで、秦は天下を統一すると、全國に幹線道路をつくる一方、村落・都市を阡陌制によって再編成し、それを制度化した。いわゆる縣郷亭里制度の縣郷制度である。秦は間もなく崩壊したが、漢も基本的には秦制を踏襲した。だから、漢の長安城も、阡陌・縣郷制度を基礎につくられたのである。今本『漢書』に「長安城、方六十里、經緯各十五里」とあるのに、『三輔黃圖』所引の『漢舊儀』に「長安城中、經緯各々長さ三十二里十八步」とあり、また『三輔舊事』に「長安城中、八街・九陌」とあるのに、『三輔決錄』に「長安城、みな九達を通達し、以って相經緯す」とあるのは、一見矛盾しているようにみえるが、阡陌制によって解釋すると、矛盾なく理解できる。

註

(1) 漢の長安城に關する從來の研究については、佐藤武敏『長安』（近藤出版社、一九七一年）「參考文獻」を参照されたい。

(2) 縣郷亭里制度に關する從來の研究については、池田雄一「漢代における里と自然村について」（『東方學』第三八輯、一九六九年）の註（1）を参照されたい。それ以後のものに、池田雄一「中國古代における聚落形態について」（『中央大學文學部紀要』史學第一六號、一九七〇年）、越智重明「漢魏晉南朝の郷・亭・里」（『東洋學報』第五三卷第一號、一九七〇年）、好並隆司「漢代郷里制の前提」（『史學研究』第二二三號、一九七一年）、佐藤武敏「商鞅の縣制に關する覺書」（『中國史研究』六、一九七一年）がある。

(3) 阡陌に關する從來の研究については、楠山修作氏が「阡陌の研究」（『東方學』第三八輯）でまとめられている。その後の研究に越智重明「秦の商鞅の變法をめぐって」（『社會經濟史學』第三七卷第四號、一九七一年）がある。

(4) 王仲殊「漢長安城考古工作的初步收穫」（『考古通訊』一九五七年五號）

(5) 栗原朋信「秦始皇帝名號考」（『中國古代史の諸問題』東京大學出版部、一九五四年、所收）、同著『秦漢史の研究』（吉川弘文館、一九六〇年）一四～二四頁參照。

(6) 那波利貞「支那郡邑の城郭とその起源」（『史林』第一〇卷第二號、一九二五年）、佐藤武敏「漢代長安の市」（『中國古代の社會と文化』東京大學出版會、一九五七年、所收）

(7) 駒井和愛『曲阜魯城の遺蹟』(東京大學文學部、一九五〇年)

(8) 午汲古城の發掘報告については、五井直弘氏が、筑摩書房『世界の歴史』三卷(一九六〇年)の「豪族社會の發展」の中で、圖説されている。

(9) 漢の長安の主要な市が城外にあったことは、宇都宮清吉氏が「西漢の首都長安」(同著『漢代社會經濟史研究』弘文堂、一九五五年、所收)で、佐藤武敏氏が「漢代長安の市」で考證されている。

(10) 木村正雄「阡陌」について『史潮』第一二卷第二號、一九四三年

(11) 佐藤武敏『長安』(前掲)

(12) 楠山修作「阡陌の研究」(前掲)

(13) 伊藤清造「漢長城考」(『考古學雜誌』第三卷第七號・第八號、一九三二年)

(14) 宇都宮清吉「西漢の首都長安」(前掲)

(15) 王仲殊「漢長安城考古工作的初步收穫」(前掲)

(16) 乾一夫「探桑文學とエロチズム」(『古典評論』第五號、一九六九年) 参照。

(17) 鈴木虎雄「探桑傳説」(『支那學』第一卷第七號一九二一)

(18) 小川琢治「阡陌と井田」(『支那學』第五卷第二號一九二五)

(19) 木村正雄「阡陌」について(前掲)

(20) 水津一朗「古代華北の方格地制」(『地理學評論』第三六卷第一號、一九六三年)

(21) 米田賢次郎「二四〇歩一畝制の成立について——商鞅變法の

一側面——」(『東洋史研究』第二六卷第四號、一九六八年)

(22) 楠山修作「阡陌の研究」(前掲)

(23) 『史記』卷五「秦本紀」、卷一五「六國年表」には、三十一縣とある。何れをとるか諸家によって意見が分かれ、また、それらが置かれた地域についても、秦全土とする説、咸陽以東とする説、咸陽以西とする説があるが、それらのことについては、佐藤武敏「商鞅の縣制に關する覺書」を参照されたい。

(24) 越智重明氏は、「漢時代の戸と家——主として戸籍制度面からみた——」(『史學雜誌』第七八編第八號、一九六九年)で、漢代の戸籍制度上の戸は、父生存中兄弟同居共財を基本とし、核家族を單位とした把え方をしなかつたとされ、秦漢時代に一里百戸とする制度があつたという考えを疑われている。しかし、商鞅は二度にわたつて同居の禁令を出しており、かつ徙民によって村づくりを行なっているので、核家族百家を一里としたとみて差支えない。

(25) 越智重明氏は、「漢魏晉南朝の郷・亭・里」(『東洋學報』第三五三卷第一號、一九七〇年)で、百里四方の縣を四郷に分けられている。

(26) 宮崎市定「中國における聚落形態の變遷について——邑・國と郷・亭と村とに對する考察——」(『大谷史學』第六號、一九五八年)

(27) 私見によれば、縣城は阡陌上の第一番目の亭城におかれた。これを都亭といい、他を下亭という。そのことについては、別稿にて明らかにする。

(28) 宇都宮清吉「西漢の首都長安」(前掲)